

医師派遣等推進事業に係る医師派遣について

1. 内 容

地域における医療を確保するため、県の医療審議会 5 事業等推進部会の承認が得られた医師派遣を行った場合、医師派遣を行う医師派遣協力病院（派遣元病院）は、その診療体制・診療水準を派遣される者以外の者で維持することとなることから、派遣後においても派遣元病院において安定的な医療を提供できる環境整備を図るため、派遣元病院に対して、医師を派遣することによる対価の一部を助成する。

2. 実施状況

- 平成 20 年度国補正予算における「医師派遣等推進事業」の創設に合わせ、本県では平成 20 年度 12 月補正から事業実施。
- 平成 22 年度以降の新たな派遣については、地域医療再生計画（平成 22 年 1 月策定）に地域医療連携医師派遣事業として位置付けて対応。
- 地域医療再生計画では、対象地域が尾張地域（海部及び尾張西部医療圏）及び東三河地域（東三河北部及び南部医療圏）に限定されていたため、平成 24 年 1 月に地域医療再生計画を見直し、平成 24 年度から対象地域を県全域に拡大。
- 救急医療機関と精神科病院との連携により、精神・身体合併症患者に対応するための医師派遣事業を平成 25 年 9 月から実施。
- 平成 26 年度から、国の補助事業が廃止され、地域医療介護総合確保基金事業として実施。

3. 28 年度予算について

別添のとおり

平成 28 年度は 27 年度に実施した医師派遣の継続を予定。